

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日のときは、その翌日)

目次

- ◆ 告 示 結核予防法による医療機関の指定
争議行為の実施
- 肥料の登録の有効期間の更新
- 肥料の登録
- 地域森林計画の変更
- 家畜伝染病予防法による結核病検査等の実施
- 道路の位置の指定

告 示

鳥取県告示第四百九十三号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第一項の規定により、医療機関を次のとおり指定したから、結核予防法施行規則（昭和二十六年厚生省令第二十六号）第二十六条の規定により告示する。

昭和四十三年七月五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

指 定 年 月 日 名 称 所 在 地 開 設 者

鳥取県告示第四百九十四号

労働関係調整法（昭和二十一年法律第二十五号）第三十七条第一項の規定に基づき、鳥取清掃公社労働組合執行委員長黒田広治から争議行為を行なう旨の通知があつたので、労働関係調整法施行令（昭和二十一年勅令第四百七十八号）第十条の四第四項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十三年七月五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 事件

昭和四十三年度夏季一時金要求に関すること。

二 日時

昭和四十三年七月七日始業時からこの事件が解決するまで

三 場所

鳥取市内及びその周辺

四 概要

三に掲げる場所の全域にわたり、あらゆる形の争議行為を実施する。

鳥取県告示第四百九十五号

肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第十二条第二項の規定に基づき、次の肥料の登録の有効期間を更新したので、同法第十六条第一項の規定により告示する。

昭和四十三年七月五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

昭和四十三年六月 一日	竹内 医院	気高郡気高町大字 浜村字西浜七八三	竹内 慎治
十一日	福部村国民健康保険診療所	岩美郡福部村大字細川六六六の一	福部村長 山根 秀雄

鳥取県告示第四百九十六号
 肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第七条の規定に基づき、

登録番号	肥料の名称	保証成分量（パーセント）		生産業者の住所及び氏名
		窒素全量	りん酸全量	
鳥取県 第一号	五・四なたね油かす	五・四	二・五	東伯郡東伯町浦安一五五 太田 信吉
第二号	五・三なたね油かす	五・三	二・四	倉吉市余戸谷三〇八二 妻藤 武夫
第四号	五・五なたね油かす	五・五	二・三	東伯郡羽合町久留三二二 山下 忠勝
第五号	五・三なたね油かす	五・三	二・〇	気高郡青谷町三一五五 国田 泰蔵
第四六号	五・三なたね油かす	五・三	二・三	倉吉市別所三六二 松井 ちよ子
第五二号	五・三なたね油かす	五・三	二・三	東伯郡赤碕町光二七五 豊嶋 信文
第六一号	五・三なたね油かす	五・三	二・三	三朝町本泉三七の二 山崎 忠信
第九九号	五・二なたね油かす	五・二	二・一	八頭郡那家町池田二七七 上田 茂
第三四号	五・三なたね油かす	五・三	二・三	気高郡鹿野町鹿野一六二八 岡田 やす子
第三号	八・七蚕蛹油かす	八・七	一・五	米子市旗ヶ崎五七八 日本レイヨン株式会社米子工場工場長 中山 平八郎

次の肥料を登録したので、同法第十六条第一項の規定により告示する。
 昭和四十三年七月五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

登録番号	肥料の名称	保証成分量（パーセント）	生産業者の住所及び氏名
鳥取県 第三五五号	いちご複合肥料	窒素全量 六・〇 うちアンモニア性窒素 三・六 りん酸全量 一〇・〇 うち可溶性りん酸 三・〇 うち水溶性りん酸 二・三 加里全量 七・〇 うち水溶性加里 六・九	境港市小篠津町 五六二番地 中浜農業協同組合 組合長理事 足立重徳
第三五六号	赤碕梨複合肥料	窒素全量 七・〇 うちアンモニア性窒素 三・八 りん酸全量 八・〇 うち可溶性りん酸 二・二 うち水溶性りん酸 一・五 加里全量 七・〇 うち水溶性加里 七・〇	東伯郡赤碕町赤碕 一九九七の一 赤碕町農業協同組合 組合長理事、前田豊秋
第三五七号	八橋梨複合肥料一号	窒素全量 一〇・〇 うちアンモニア性窒素 七・〇 りん酸全量 八・〇 うち可溶性りん酸 六・〇 うち水溶性りん酸 五・〇 加里全量 七・〇 うち水溶性加里 七・〇	東伯郡東伯町大字八橋 八橋果実農業協同組合 組合長、押本久蔵
第三五八号	八橋梨複合肥料二号	窒素全量 九・〇 うちアンモニア性窒素 六・〇	〃

鳥取県告示第四百九十七号

森林法の一部を改正する法律（昭和四十三年法律第三十八号）附則第四項の規定に基づき、鳥取森林計画区、八頭森林計画区、倉吉森林計画区、米子森林計画区及び日野森林計画区の地域森林計画を変更したので、同項において準用する森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第五条第五項の規定により、次の場所において公表する。

昭和四十三年七月五日

鳥取県知事 石 破 二 朗
公表の場所
鳥取県農林部林務課

各森林計画区所管の地方農林振興局

鳥取県告示第四百九十八号

家畜伝染病の発生を予防するため、次の要領により結核病検査、ブルセラ病検査、ピロプラズマ病検査及びだに駆除を実施するから、家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第六条の規定に基づき、牛の所有者に対して検査又は駆除を受けることを命ずる。

昭和四十三年七月五日

鳥取県知事 石 破 二 朗
実施の目的 結核病、ブルセラ病及びピロプラズマ病予防のため

りん酸全量	八・〇
うち可溶性りん酸	六・〇
うち水溶性りん酸	五・〇
加里全量	七・〇
うち水溶性加里	七・〇

二 実施する区域 別表のとおり

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

1 結核病検査及びブルセラ病検査

搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛及びこれらの牛と同一構内で飼育している牛。ただし、生後六月以内のもの及び分べん前後一月以内のものを除く。

2 ピロプラズマ病検査及びだに駆除

牛。ただし、生後三月以内のもの及び分べん前後一月以内のものを除く。

四 実施の期日 別表のとおり

五 検査の方法

1 結核病検査 ツベルクリン皮内反応

2 ブルセラ病検査 ブルセラ急速凝集反応及び試験管凝集法

3 ピロプラズマ病検査 血液塗抹検査

4 だに駆除 BHC散布

別表

結核病検査及びブルセラ病検査

実施の期日	実施区域	実施場所
七月十五日	三朝町	恩地、大村、本泉、森検診場
七月十六日	"	坂本、片柴、吉田、横手
七月二十三日	大栄町	太谷、妻波、別所
七月二十六日	赤崎町	大父、大父木地、山川、山川木地
七月二十六日	大栄町	六尾、瀬戸、千目
七月二十九日	倉吉市	大立、服部、服部開拓、下福田、下米積

